別紙

通信サービス契約約款　新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）
ピカラモバイル通信サービス契約約款 ２０２４年7月1日 株式会社　ＳＴＮｅｔ	ピカラモバイル通信サービス契約約款 ２０２４年8月1日 株式会社　ＳＴＮｅｔ	

別紙

通信サービス契約約款　新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）
目　次	目　次	
第１章　総則	**第 1 章　総則**	
第　１条　約款の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	第 1 条　約款の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
第　２条　約款の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	第 2 条　約款の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
第　３条　用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	第 3 条　用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
第２章　提供区域	**第 2 章　提供区域**	
第　４条　サービスの提供区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	第 4 条　サービスの提供区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
第３章　契約	**第 3 章　契約**	
第　５条　契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	第 5 条　契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
第　６条　契約申込の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	第 6 条　契約申込の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
第　７条　契約者暗証番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	第 7 条　契約者暗証番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
第　８条　契約申込の承諾・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	第 8 条　契約申込の承諾・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
第　９条　契約者確認の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	第 9 条　契約者確認の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
第１０条　契約者識別番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	第１０条　契約者識別番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
第１１条　契約内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	第１１条　契約内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
第１２条　サービス利用権の譲渡禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	第１２条　サービス利用権の譲渡禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	
第１３条　契約者が行う契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	第１３条　契約者が行う契約の**解約等**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	
第１４条　当社が行う契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8	第１４条　当社が行う契約の**解約**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	
第１５条　その他の提供条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8	第１５条　その他の提供条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	

別紙

旧	新	備考（変更箇所）
第３章　契約 **（契約申込の方法）** **第６条**　本契約の申込みをするときは、当社所定の方法により申込みを行うものとします。 ２　前項の申込みは、個人（満１８歳以上に限ります。）に限り可能です。ただし、法人の申込みにおいては、当社が別に定める方法によります。 ３　本契約者から以下の各号に定める契約変更を行いたい旨の申出があったときは、その本契約の申込みについて第１項の申込みがあったものとみなして取り扱う場合があります。 （１）当社が別に定める態様により、本契約を解除すると同時に新たに本契約を締結する場合 （２）（１）を除く契約内容の変更の場合 ４　前項第１号の申出があったときは、当社は、現に提供している本契約の解除について、第１３条（契約者が行う契約の解除）の規定の通知があったものとみなして取り扱います。	**第３章　契約** **（契約申込の方法）** **第６条**　本契約の申込みをするときは、当社所定の方法により申込みを行うものとします。 ２　前項の申込みは、個人（満１８歳以上に限ります。）に限り可能です。ただし、法人の申込みにおいては、当社が別に定める方法によります。 ３　本契約者から以下の各号に定める契約変更を行いたい旨の申出があったときは、その本契約の申込みについて第１項の申込みがあったものとみなして取り扱う場合があります。 （１）当社が別に定める態様により、本契約を<u>解約</u>すると同時に新たに本契約を締結する場合 （２）（１）を除く契約内容の変更の場合 ４　前項第１号の申出があったときは、当社は、現に提供している本契約の<u>解約</u>について、第１３条（契約者が行う契約の<u>解約等</u>）の規定の通知があったものとみなして取り扱います。	

別紙

通信サービス契約約款　新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）
（契約申込の承諾） **第８条**　当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って当社が別に定める照査基準に基づき承諾します。 ２ 本契約は、本契約の申込みに対して当社が承諾したときに成立します。なお、当社は、本契約者に当社所定の方法により承諾の成立を速やかに通知します。 ３ 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。 ４ 当社は、前３項の規定にかかわらず、次の場合には、その本契約の申込みを承諾しないことがあります。 （１）ピカラモバイル通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。 （２）申込者がピカラモバイル通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。 （３）申込者が第２９条（提供停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、ピカラモバイル通信サービスの提供の停止を受けている、又は当社が行う本契約の解除を受けたことがあるとき。 （４）本契約の申込みをした者が、当社が提供するピカラモバイル通信サービス以外のサービスの利用を停止されたことがある、又はピカラモバイル通信サービス以外のサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。 （５）当社が必要と判断する場合において、申込者に本人確認書類の提出を求めたものの、相当の期間内に提出がなかったとき。 （６）申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき、又は当社からの照会に対して、連絡がつかなかったとき、相当の期間内に回答がなかったとき、不適切な回答があったとき。 （７）当社が行う本人確認及び信用調査等によって、申込者への提供は困難と当社が判断したとき。 （８）第１６条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。 （９）個人の申込みにおいて、申込者の当社と締結している他の本契約の数の合計が５以上であるとき。又は法人の申込みにおいて、申込者の当社と締結している他の本契約の数の合計が２００以上であるとき。ただし、ピカラモバイル IoT SIMの申込書においては、申込者の当社と契約している他の本契約の数の合計が１０００以上であるとき。 （１０）申込者が、本契約申込みで指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。 （１１）ピカラモバイル IoT SIMに申し込んだ者が、法人（当社が法人と認めないもの）でないとき。 （１２）その他ピカラモバイル通信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。	**（契約申込の承諾）** **第８条**　当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って当社が別に定める照査基準に基づき承諾します。 ２ 本契約は、本契約の申込みに対して当社が承諾したときに成立します。なお、当社は、本契約者に当社所定の方法により承諾の成立を速やかに通知します。 ３ 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。 ４ 当社は、前３項の規定にかかわらず、次の場合には、その本契約の申込みを承諾しないことがあります。 （１）ピカラモバイル通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。 （２）申込者がピカラモバイル通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。 （３）申込者が第２９条（提供停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、ピカラモバイル通信サービスの提供の停止を受けている、又は当社が行う本契約の**解約**を受けたことがあるとき。 （４）本契約の申込みをした者が、当社が提供するピカラモバイル通信サービス以外のサービスの利用を停止されたことがある、又はピカラモバイル通信サービス以外のサービスに係る契約の**解約**を受けたことがあるとき。 （５）当社が必要と判断する場合において、申込者に本人確認書類の提出を求めたものの、相当の期間内に提出がなかったとき。 （６）申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき、又は当社からの照会に対して、連絡がつかなかったとき、相当の期間内に回答がなかったとき、不適切な回答があったとき。 （７）当社が行う本人確認及び信用調査等によって、申込者への提供は困難と当社が判断したとき。 （８）第１６条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。 （９）個人の申込みにおいて、申込者の当社と締結している他の本契約の数の合計が５以上であるとき。又は法人の申込みにおいて、申込者の当社と締結している他の本契約の数の合計が２００以上であるとき。ただし、ピカラモバイル IoT SIMの申込書においては、申込者の当社と契約している他の本契約の数の合計が１０００以上であるとき。 （１０）申込者が、本契約申込みで指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。 （１１）ピカラモバイル IoT SIMに申し込んだ者が、法人（当社が法人と**認めるもの**）でないとき。 （１２）その他ピカラモバイル通信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。	

別紙

通信サービス契約約款　新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）
（契約者が行う契約の解除） **第１３条**　本契約者は、本契約を解除しようとするときは、予め当社に当社所定の方法により通知していただきます。 ２　個人の申込みにおいて、本契約者は、事業法施行規則第２２条の２の７第１項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約書面（対象契約（新規契約をいいます。以下この条において同じとします。）を締結したときに、事業法第２６条の２の第１項に基づき当社が本契約者に交付した書面（同条第２項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を受領した日または当社が対象契約に係る通信サービスの提供を開始した日のいずれか遅い日から起算して８日が経過するまでの間（以下、「初期契約解除期間」といいます。）、当社に書面を発することまたは当社が別に定める方法により通知または手続することにより、対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この場合、本契約の解除までの期間において提供した料金表第１表（料金）に規定する料金及び料金表第３表（事務手数料等）に規定する契約事務手数料等は請求いたします。 ３　初期契約解除は、本契約者が前項に既定する書面を発した日または通知を完了した日に、その効力を生じます。 ４　初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第２６条の３、事業法施行規則および総務省告示等の法令ならびに当社が別に定めるところによります。 **（当社が行う契約の解除）** **第１４条**　当社は、第２９条（提供停止）の規定によりピカラモバイル通信サービスの提供を停止された本契約者が、その事実を解消しないときは、本契約を解除することがあります。 ２　当社は、本契約者が第２９条（提供停止）第１項及び第２項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第２９条（提供停止）の規定にかかわらず、ピカラモバイル通信サービスの提供停止をしないで本契約を解除することがあります。 ３　当社は、本契約者において、破産の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本契約を解除することがあります。 ４　当社は、前３項の規定にかかわらず、第９条（契約者確認の取扱い）の定めに応じない場合は、本契約を解除することがあります。 ５　当社は、前４項の規定により本契約を解除しようとするときは、予め本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 ６　契約の解除による本契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対しては、当社は損害賠償責任を含む一切の責任を負いません。	**（契約者が行う契約の<u>解約等</u>）** **第１３条**　本契約者は、本契約を<u>解約</u>しようとするときは、予め当社に当社所定の方法により通知していただきます。 ２　個人の申込みにおいて、本契約者は、事業法施行規則第２２条の２の７第１項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約書面（対象契約（新規契約をいいます。以下この条において同じとします。）を締結したときに、事業法第２６条の２の第１項に基づき当社が本契約者に交付した書面（同条第２項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を受領した日または当社が対象契約に係る通信サービスの提供を開始した日のいずれか遅い日から起算して８日が経過するまでの間（以下、「初期契約解除期間」といいます。）、当社に書面を発することまたは当社が別に定める方法により通知または手続することにより、対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この場合、本契約の解除までの期間において提供した料金表第１表（料金）に規定する料金及び料金表第３表（事務手数料等）に規定する契約事務手数料等は請求いたします。 ３　初期契約解除は、本契約者が前項に既定する書面を発した日または通知を完了した日に、その効力を生じます。 ４　初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第２６条の３、事業法施行規則および総務省告示等の法令ならびに当社が別に定めるところによります。 **（当社が行う契約の<u>解約</u>）** **第１４条**　当社は、第２９条（提供停止）の規定によりピカラモバイル通信サービスの提供を停止された本契約者が、その事実を解消しないときは、本契約を<u>解約</u>することがあります。 ２　当社は、本契約者が第２９条（提供停止）第１項及び第２項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第２９条（提供停止）の規定にかかわらず、ピカラモバイル通信サービスの提供停止をしないで本契約を<u>解約</u>することがあります。 ３　当社は、本契約者において、破産の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本契約を<u>解約</u>することがあります。 ４　当社は、前３項の規定にかかわらず、第９条（契約者確認の取扱い）の定めに応じない場合は、本契約を<u>解約</u>することがあります。 ５　当社は、前４項の規定により本契約を<u>解約</u>しようとするときは、予め本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 ６　契約の<u>解約</u>による本契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対しては、当社は損害賠償責任を含む一切の責任を負いません。	

通信サービス契約約款　新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）
（ＳＩＭカードの情報消去および返還） **第２３条**　当社は、次の場合には、当社の本契約者に貸与するＳＩＭカードに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。 （１）そのＳＩＭカードの貸与に係る本契約の解除があったとき。 （２）その他、ＳＩＭカードを利用しなくなったとき。 ２　当社のａｕＩＣカードまたはソフトバンクＵＳＩＭカードの貸与を受けている本契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのａｕＩＣカードまたはソフトバンクＵＳＩＭカードに切れ込みを入れ、これを破棄していただきます。 ３　前項の規定によるほか、第２１条（ＳＩＭカードの貸与）第２項の規定により、当社がａｕＩＣカードまたはソフトバンクＵＳＩＭカードの変更を行った場合、本契約者は、変更前のａｕＩＣカードまたはソフトバンクＵＳＩＭカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。 ４　当社のドコモＵＩＭカードの貸与を受けている本契約者は、第１項の各号に該当する場合、そのドコモＵＩＭカードを当社が別に定める方法により、当社が指定するピカラモバイル通信サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。 ５　前項の規定によるほか、第２１条（ＳＩＭカードの貸与）第２項の規定により、当社がドコモＵＩＭカードの変更を行った場合、本契約者は、変更前のドコモＵＩＭカードを返還するものとします。	**（ＳＩＭカードの情報消去および返還）** **第２３条**　当社は、次の場合には、当社の本契約者に貸与するＳＩＭカードに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。 （１）そのＳＩＭカードの貸与に係る本契約の<u>解約</u>があったとき。 （２）その他、ＳＩＭカードを利用しなくなったとき。 ２　当社のａｕＩＣカードまたはソフトバンクＵＳＩＭカードの貸与を受けている本契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのａｕＩＣカードまたはソフトバンクＵＳＩＭカードに切れ込みを入れ、これを破棄していただきます。 ３　前項の規定によるほか、第２１条（ＳＩＭカードの貸与）第２項の規定により、当社がａｕＩＣカードまたはソフトバンクＵＳＩＭカードの変更を行った場合、本契約者は、変更前のａｕＩＣカードまたはソフトバンクＵＳＩＭカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。 ４　当社のドコモＵＩＭカードの貸与を受けている本契約者は、第１項の各号に該当する場合、そのドコモＵＩＭカードを当社が別に定める方法により、当社が指定するピカラモバイル通信サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。 ５　前項の規定によるほか、第２１条（ＳＩＭカードの貸与）第２項の規定により、当社がドコモＵＩＭカードの変更を行った場合、本契約者は、変更前のドコモＵＩＭカードを返還するものとします。	

通信サービス契約約款　新旧対照表

旧

（月額料金の支払義務）

第４１条　本契約者は、そのピカラモバイル通信契約に基づいて当社がピカラモバイル通信サービスの提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の解約があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は解約があった日が同一である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表（料金）に規定する料金のうち月額で規定されているもの（以下「月額料金」といいます。）の支払いを要します。

２　前項の期間において、利用の一時中断等によりピカラモバイル通信サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。

（１）利用の一時中断をしたときは、本契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

（２）提供停止があったときは、本契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

（３）前２号の規定によるほか、本契約者は、次の場合を除き、ピカラモバイル通信サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区　別	支払いを要しない料金
本契約者の責めによらない理由により、そのピカラモバイル通信サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのピカラモバイル通信サービスについての月額料金。

３　前２項の規定にかかわらず、本契約者は、料金表第１表第２（付加機能利用料）に規定する海外ローミング機能については、その利用形態に応じて、料金表第１表第２（付加機能利用料）に規定する料金の支払いを要します。

４　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第４３条　本契約者は、本契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第３表（事務手数料等）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取り消しがあったときは、この限りでありません。この場合、すでにその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

新

（月額料金の支払義務）

第４１条　本契約者は、そのピカラモバイル通信契約に基づいて当社がピカラモバイル通信サービスの提供を開始した日から起算して、その契約の**解約**又は付加機能の解約があった日の前日までの期間（提供を開始した日と**解約**があった日が同一である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表（料金）に規定する料金のうち月額で規定されているもの（以下「月額料金」といいます。）の支払いを要します。

２　前項の期間において、利用の一時中断等によりピカラモバイル通信サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。

（１）利用の一時中断をしたときは、本契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

（２）提供停止があったときは、本契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

（３）前２号の規定によるほか、本契約者は、次の場合を除き、ピカラモバイル通信サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区　別	支払いを要しない料金
本契約者の責めによらない理由により、そのピカラモバイル通信サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのピカラモバイル通信サービスについての月額料金。

３　前２項の規定にかかわらず、本契約者は、料金表第１表第２（付加機能利用料）に規定する海外ローミング機能については、その利用形態に応じて、料金表第１表第２（付加機能利用料）に規定する料金の支払いを要します。

４　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第４３条　本契約者は、本契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第３表（事務手数料等）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の**解約**またはその請求の取り消しがあったときは、この限りでありません。この場合、すでにその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

備考（変更箇所）

通信サービス契約約款　新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）
（ユニバーサルサービス料の支払義務） **第４４条**　本契約者は、料金表第１表第４（ユニバーサルサービス料）に規定する料金（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成１４年６月１９日総務省令第６４号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。）の支払いを要します。 ２　当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとし、契約の解除があったときは当該月分のその料金は請求しません。	**（ユニバーサルサービス料の支払義務）** **第４４条**　本契約者は、料金表第１表第４（ユニバーサルサービス料）に規定する料金（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成１４年６月１９日総務省令第６４号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。）の支払いを要します。 ２　当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとし、契約の解約があったときは当該月分のその料金は請求しません。	
（工事費の支払義務） **第４５条**　本契約者は、本契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。 　ただし、工事の着手前にその本契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。 ２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、本契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただく場合があります。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。 ３　第１項の場合において、料金表第２表（工事に関する費用）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。	**（工事費の支払義務）** **第４５条**　本契約者は、本契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。 　ただし、工事の着手前にその本契約の解約又はその工事の請求の取り消し（以下この条において「解約等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。 ２　工事の着手後完了前に解約等があった場合は、前項の規定にかかわらず、本契約者は、その工事に関して解約等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただく場合があります。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。 ３　第１項の場合において、料金表第２表（工事に関する費用）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。	
（預託金） **第４７条**　本契約者は、次の場合には、ピカラモバイル通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。 （１）本契約の申込みの承諾を受けたとき。 （２）第２９条（提供停止）第１項第１号または第４号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。 （３）当社のピカラモバイル通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。 ２　預託金の額は、１契約ごとに１０万円以内で当社が別に定める額とします。 ３　預託金については、無利息とします。 ４　当社は、その本契約の解除など、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。この場合において、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。	**（預託金）** **第４７条**　本契約者は、次の場合には、ピカラモバイル通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。 （１）本契約の申込みの承諾を受けたとき。 （２）第２９条（提供停止）第１項第１号または第４号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。 （３）当社のピカラモバイル通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。 ２　預託金の額は、１契約ごとに１０万円以内で当社が別に定める額とします。 ３　預託金については、無利息とします。 ４　当社は、その本契約の解約など、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。この場合において、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。	

別紙

通信サービス契約約款　新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）
（電気通信事業者等への情報の通知） **第６１条**　本契約者は、第１３条（契約者が行う契約の解除）または第１４条（当社が行う契約の解除）の規定に基づき本契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記２０に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日および支払状況などの情報（契約者を特定するために必要なものおよび支払い状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。 ２　当社は、中継事業者から請求があったときは、契約者（その中継事業者の契約約款等により電気通信サービス（その契約者回線から本邦外に設置された電気通信設備への通信を提供するものであって、別記２２に規定する事業者に係るものに限ります。）の提供を受けている者又はその申込みをした者に限ります。）の氏名、住所及び電話番号等を通知することがあります。	**（電気通信事業者等への情報の通知）** **第６１条**　本契約者は、第１３条（契約者が行う契約の<u>解約等</u>）または第１４条（当社が行う契約の<u>解約</u>）の規定に基づき本契約を<u>解約</u>した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記２０に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日および支払状況などの情報（契約者を特定するために必要なものおよび支払い状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。 ２　当社は、中継事業者から請求があったときは、契約者（その中継事業者の契約約款等により電気通信サービス（その契約者回線から本邦外に設置された電気通信設備への通信を提供するものであって、別記２２に規定する事業者に係るものに限ります。）の提供を受けている者又はその申込みをした者に限ります。）の氏名、住所及び電話番号等を通知することがあります。	

通信サービス契約約款　新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）
別　記 **３　付随サービスの提供** （４）携帯電話番号ポータビリティ ア 第１０条（契約者識別番号）第１項により当社が定める契約者識別番号について、携帯電話番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望する者は、本契約（音声＆データ通信タイプに限ります。以下この（４）において同じとします。）の申込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、携帯電話事業者との間でその電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。 イ 当社は、第１０条（契約者識別番号）第２項に規定する場合のほか、アの規定に基づき本契約者 が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その電話番号を変更することがあります。 ウ 本契約者がその本契約を解除しようとする場合であって、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、本契約の解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。ただし、本契約者が以下の各号のいずれかにでも該当する場合は、この申出を行うことはできません。 （ａ）初期契約解除を用いて本契約を解除する場合。（携帯電話番号ポータビリティの対象となる電気通信番号が当社以外の電気通信事業者から携帯電話番号ポータビリティにより引き継がれたものである場合を除きます。） （ｂ）解除しようとする契約に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合は、この申出を行うことはできません。 エ 当社は、ウの規定に基づき本契約者から申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティに係る手続きに必要となる番号を発行します。 オ 当社がエの規定により発行する番号については、当社がその番号を発行した日から起算して１５日間が経過したときに無効となります。 カ 本契約者は、当社がエの規定により発行する番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。 キ 携帯電話番号ポータビリティを希望する者は、当社が携帯電話番号ポータビリティに係る手続きを行うにあたり、その者からの申出の可否を判断するために、その携帯電話番号ポータビリティに関わる携帯電話事業者との間で、その電気通信番号 に係る契約の契約者の氏名、住所、生年月日、当社がエの規定により発行する番号もしくは携帯電話事業者が発行する番号等その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、または照会することを承諾していただきます。	**別　記** **３　付随サービスの提供** （４）携帯電話番号ポータビリティ ア 第１０条（契約者識別番号）第１項により当社が定める契約者識別番号について、携帯電話番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望する者は、本契約（音声＆データ通信タイプに限ります。以下この（４）において同じとします。）の申込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、携帯電話事業者との間でその電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。 イ 当社は、第１０条（契約者識別番号）第２項に規定する場合のほか、アの規定に基づき本契約者 が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その電話番号を変更することがあります。 ウ 本契約者がその本契約を<u>解約</u>しようとする場合であって、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、本契約の<u>解約</u>に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。ただし、本契約者が以下の各号のいずれかにでも該当する場合は、この申出を行うことはできません。 （ａ）初期契約解除を用いて本契約を解除する場合。（携帯電話番号ポータビリティの対象となる電気通信番号が当社以外の電気通信事業者から携帯電話番号ポータビリティにより引き継がれたものである場合を除きます。） （ｂ）<u>解約</u>しようとする契約に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合は、この申出を行うことはできません。 エ 当社は、ウの規定に基づき本契約者から申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティに係る手続きに必要となる番号を発行します。 オ 当社がエの規定により発行する番号については、当社がその番号を発行した日から起算して１５日間が経過したときに無効となります。 カ 本契約者は、当社がエの規定により発行する番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。 キ 携帯電話番号ポータビリティを希望する者は、当社が携帯電話番号ポータビリティに係る手続きを行うにあたり、その者からの申出の可否を判断するために、その携帯電話番号ポータビリティに関わる携帯電話事業者との間で、その電気通信番号 に係る契約の契約者の氏名、住所、生年月日、当社がエの規定により発行する番号もしくは携帯電話事業者が発行する番号等その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、または照会することを承諾していただきます。	

別紙

通信サービス契約約款　新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）
通　則 **（料金の計算方法）** **1**　当社は、本契約者がその本契約に基づき支払う料金は暦月に従って計算します。起算日は、暦月の初日とします。 **2**　ピカラモバイル通信サービスの提供の開始について、開始日はＳＩＭカードを発送した日の１０日後の日（ｅＳＩＭの場合は、ｅＳＩＭプロファイルを発行した日の１１日後の日）、または初回パケット発生日、いずれか早い方の日とします。また、携帯電話番号ポータビリティ（ＭＮＰ）の切り替えを実施した場合は切替日とします。 **3**　当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。ただし、おトクでんわの通話パック３０及び通話パック４５、つながる端末保証については、日割しません。 （１）暦月の初日以外の日にピカラモバイル通信サービスの提供の開始（付加機能については提供の開始）があったとき。 （２）暦月の初日以外の日に本契約の解除（付加機能についてはその解約）があったとき。 （３）暦月の初日にピカラモバイル通信サービスの提供の開始（付加機能の提供については提供の開始）を行い、その日にその契約の解除（付加機能についてはその解約）があったとき。 （４）暦月の初日以外の日にピカラモバイル通信サービスの種別などの変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。 （５）第４１条（月額料金の支払義務）第２項第３号の表の規定に該当するとき。 （６）５の規定に基づく起算日の変更があったとき。	**通　則** **（料金の計算方法）** **1**　当社は、本契約者がその本契約に基づき支払う料金は暦月に従って計算します。起算日は、暦月の初日とします。 **2**　ピカラモバイル通信サービスの提供の開始について、開始日はＳＩＭカードを発送した日の１０日後の日（ｅＳＩＭの場合は、ｅＳＩＭプロファイルを発行した日の１１日後の日）、または初回パケット発生日、いずれか早い方の日とします。また、携帯電話番号ポータビリティ（ＭＮＰ）の切り替えを実施した場合は切替日とします。 **3**　当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。ただし、おトクでんわの通話パック３０及び通話パック４５、つながる端末保証については、日割しません。 （１）暦月の初日以外の日にピカラモバイル通信サービスの提供の開始（付加機能については提供の開始）があったとき。 （２）暦月の初日以外の日に本契約の<u>解約</u>（付加機能についてはその解約）があったとき。 （３）暦月の初日にピカラモバイル通信サービスの提供の開始（付加機能の提供については提供の開始）を行い、その日にその契約の<u>解約</u>（付加機能についてはその解約）があったとき。 （４）暦月の初日以外の日にピカラモバイル通信サービスの種別などの変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。 （５）第４１条（月額料金の支払義務）第２項第３号の表の規定に該当するとき。 （６）５の規定に基づく起算日の変更があったとき。	

別紙

通信サービス契約約款　新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）
第２ 付加機能利用料 **２　付加機能の種類等** （ア）Ａプランに係るもの （１）（２）（３）以外のもの 5G 通信オプション ／ 特定携帯電話事業者が提供するａｕ(5G)通信サービスをピカラモバイルオプションとして提供するサービスをいいます。 ／ １契約ごとに ／ 無料 備考 ア au VoLTE に非対応の SIM ではご利用いただけません。 イ 本オプションの利用申し込みにあたり、以下の条件を満たしていただく必要があります。 （１） 当社との間で、ピカラモバイル通信サービス契約約款に基づき、ピカラモバイル契約を締結されていること。 （２） ピカラモバイル通信サービスの契約について、利用停止されていないこと。 （３） ピカラモバイル通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。 （４） 本オプションを 5G 回線未対応端末でご利用の場合、利用制限、または通信ができない場合があることを承諾いただくこと。 （５） 実際の通信速度はピカラモバイル通信ネットワークの混雑状況等により左右されるため、ピカラモバイル通信サービスの混雑時間帯において、本オプションの利用により通信速度が改善するものではないことを承諾いただくこと。 ウ 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本オプションへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。 （１） 過去に本規約、ピカラモバイル通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。 （２） その他当社が不適切と判断した場合。	**第２ 付加機能利用料** **２　付加機能の種類等** （ア）Ａプランに係るもの （１）（２）（３）以外のもの 5G 通信オプション ／ 特定携帯電話事業者が提供するａｕ(5G)通信サービスをピカラモバイルオプションとして提供するサービスをいいます。 ／ １契約ごとに ／ 無料 備考 ア au VoLTE に非対応の SIM ではご利用いただけません。 イ 本オプションの利用申し込みにあたり、以下の条件を満たしていただく必要があります。 （１）当社との間で、ピカラモバイル通信サービス契約約款に基づき、ピカラモバイル契約を締結されていること。 （２）ピカラモバイル通信サービスの契約について、利用停止されていないこと。 （３）ピカラモバイル通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。 （４）本オプションを 5G 回線未対応端末でご利用の場合、利用制限、または通信ができない場合があることを承諾いただくこと。 （５）実際の通信速度はピカラモバイル通信ネットワークの混雑状況等により左右されるため、ピカラモバイル通信サービスの混雑時間帯において、本オプションの利用により通信速度が改善するものではないことを承諾いただくこと。 ウ 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本オプションへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。 （１）過去に本規約、ピカラモバイル通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を**解約**されたことがある場合。 （２）その他当社が不適切と判断した場合。	

別紙

通信サービス契約約款　新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）

第２ 付加機能利用料

２　付加機能の種類等

（ア）Ｄプランに係るもの

（１）（２）（３）以外のもの

5G 通信オプション	特定携帯電話事業者が提供するドコモ 5G 通信サービスをピカラモバイルオプションとして提供するサービスをいいます。	１契約ごとに	無料
	備考	ア データ通信（SMS 機能付き）タイプではご利用いただけません。 イ 3G 通信がご利用いただけません。 ウ 本オプションの利用申し込みにあたり、以下の条件を満たしていただく必要があります。 （１） 当社との間で、ピカラモバイル通信サービス契約約款に基づき、ピカラモバイル契約を締結されていること。 （２） ピカラモバイル通信サービスの契約について、利用停止されていないこと。 （３） ピカラモバイル通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。 （４） 本オプションを 5G 回線未対応端末でご利用の場合、利用制限、または通信ができない場合があることを承諾いただくこと。 （５） 実際の通信速度はピカラモバイル通信ネットワークの混雑状況等により左右されるため、ピカラモバイル通信サービスの混雑時間帯において、本オプションの利用により通信速度が改善するものではないことを承諾いただくこと。 エ 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本オプションへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。 （１） 過去に本規約、ピカラモバイル通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。 （２） その他当社が不適切と判断した場合。	

第２ 付加機能利用料

２　付加機能の種類等

（ア）Ｄプランに係るもの

（１）（２）（３）以外のもの

5G 通信オプション	特定携帯電話事業者が提供するドコモ 5G 通信サービスをピカラモバイルオプションとして提供するサービスをいいます。	１契約ごとに	無料
	備考	ア データ通信（SMS 機能付き）タイプではご利用いただけません。 イ 3G 通信がご利用いただけません。 ウ 本オプションの利用申し込みにあたり、以下の条件を満たしていただく必要があります。 （１）当社との間で、ピカラモバイル通信サービス契約約款に基づき、ピカラモバイル契約を締結されていること。 （２）ピカラモバイル通信サービスの契約について、利用停止されていないこと。 （３）ピカラモバイル通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。 （４）本オプションを 5G 回線未対応端末でご利用の場合、利用制限、または通信ができない場合があることを承諾いただくこと。 （５）実際の通信速度はピカラモバイル通信ネットワークの混雑状況等により左右されるため、ピカラモバイル通信サービスの混雑時間帯において、本オプションの利用により通信速度が改善するものではないことを承諾いただくこと。 エ 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本オプションへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。 （１）過去に本規約、ピカラモバイル通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を**解約**されたことがある場合。 （２）その他当社が不適切と判断した場合。	

別紙

通信サービス契約約款　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考（変更箇所）</th></tr>
<tr>
<td>
第２ 付加機能利用料
２　付加機能の種類等
（ア）Ｓプランに係るもの
（１）（２）（３）以外のもの
<table>
<tr><td rowspan="2">5G 通信オプション</td><td>特定携帯電話事業者が提供するソフトバンク 5G 通信サービスをピカラモバイルオプションとして提供するサービスをいいます。</td><td>１契約ごとに</td><td>無料</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ア 本オプションの利用申し込みにあたり、以下の条件を満たしていただく必要があります。
（１） 当社との間で、ピカラモバイル通信サービス契約約款に基づき、ピカラモバイル契約を締結されていること。
（２） ピカラモバイル通信サービスの契約について、利用停止されていないこと。
（３） ピカラモバイル通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。
（４） 本オプションを 5G 回線未対応端末でご利用の場合、利用制限、または通信ができない場合があることを承諾いただくこと。
（５） 実際の通信速度はピカラモバイル通信ネットワークの混雑状況等により左右されるため、ピカラモバイル通信サービスの混雑時間帯において、本オプションの利用により通信速度が改善するものではないことを承諾いただくこと。
イ 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本オプションへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。
（１） 過去に本規約、ピカラモバイル通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。
（２） その他当社が不適切と判断した場合。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第２ 付加機能利用料
２　付加機能の種類等
（ア）Ｓプランに係るもの
（１）（２）（３）以外のもの
<table>
<tr><td rowspan="2">5G 通信オプション</td><td>特定携帯電話事業者が提供するソフトバンク 5G 通信サービスをピカラモバイルオプションとして提供するサービスをいいます。</td><td>１契約ごとに</td><td>無料</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ア 本オプションの利用申し込みにあたり、以下の条件を満たしていただく必要があります。
（１）当社との間で、ピカラモバイル通信サービス契約約款に基づき、ピカラモバイル契約を締結されていること。
（２）ピカラモバイル通信サービスの契約について、利用停止されていないこと。
（３）ピカラモバイル通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。
（４）本オプションを 5G 回線未対応端末でご利用の場合、利用制限、または通信ができない場合があることを承諾いただくこと。
（５）実際の通信速度はピカラモバイル通信ネットワークの混雑状況等により左右されるため、ピカラモバイル通信サービスの混雑時間帯において、本オプションの利用により通信速度が改善するものではないことを承諾いただくこと。
イ 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本オプションへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。
（１）過去に本規約、ピカラモバイル通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を<u>解約</u>されたことがある場合。
（２）その他当社が不適切と判断した場合。</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

別紙

通信サービス契約約款　新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）
第４　ユニバーサルサービス料 **１　適用** ピカラモバイル通信サービスに関するユニバーサルサービス料の適用：本契約者は、その料金月の末日において、当社が契約者回線を提供している場合、２（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。 ただし、その料金月の末日にその契約の解除があったとき、または契約者識別番号がＭ２Ｍ等専用番号（020番号）の場合は、この限りではありません。	**第４　ユニバーサルサービス料** **１　適用** ピカラモバイル通信サービスに関するユニバーサルサービス料の適用：本契約者は、その料金月の末日において、当社が契約者回線を提供している場合、２（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。 ただし、その料金月の末日にその契約の**解約**があったとき、または契約者識別番号がＭ２Ｍ等専用番号（020番号）の場合は、この限りではありません。 **附　　則** **（実施期日）** １　この改正約款は、２０２４年８月１日から実施します。	